

令和5年度 第1回ホットライン運用ガイドライン検討協議会 議事要旨

1 開催概要

(1) 開催日時等

- 開催日時
令和5年7月20日(木) 午後2時から午後3時35分まで
- 開催方式
ウェブ会議

(2) 出席委員等

- 委員(五十音順)
東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿
國學院大學法学部教授 高橋 信行
文化学園大学名誉教授 野口 京子
(一社)日本インターネットプロバイダー協会行政法律部会部会長 野口 尚志
立教大学法学部教授 深町 晋也
桃尾・松尾・難波法律事務所弁護士 松尾 剛行
子供とネットを考える会代表 山口 あゆみ
- 事務局
警察庁サイバー警察局サイバー企画課
- オブザーバー
総務省
インターネット・ホットラインセンター(IHC)

2 議事進行

(1) 開会

- ※ 事務局より開会を宣言した。
- ※ 事務局より新任委員として高橋委員、松尾委員を紹介した。

(2) 議事

- 事務局説明
事務局からガイドライン改定の背景・要旨等について説明を行った。
- 自由討議
各委員からの主な意見については以下のとおり。

【ガイドライン改定に伴う犯罪実行者募集情報の位置付け】

- ・ 犯罪防止に係る警察行政と通信・表現の自由の双方を考慮した上で、IHCにおける対応に今回の追加部分が必要であるとして、ガイドライン改定の内容については賛成する。
- ・ 犯罪実行者募集情報をIHCの取扱情報の範囲に追加することと、その具体的改定案については、表現の自由との比較衡量を考えても十分に的を射ている。
- ・ 犯罪実行者募集情報については、重要犯罪との密接な関連性が乏しいところまで拡充を許すように見え、それが歯止めのない拡張につながっていくのではないかという懸念があるものの、その判断基準において、「著しく高額な報酬の支払を示唆する表現が記載されていること」と「犯罪の実行者の募集を示唆する表現が記載されていること」の両方の要件を求めることによって、重要犯罪に発展する可能性が高いものを類型化できていることが分かる。
- ・ 犯罪実行者募集情報が重要犯罪に密接に関連するというものは確かにあるが、個別のケースを見ると必ずしもそうでないものもある。重要犯罪密接関連情報の中に犯罪実行者募集情報を入れることで、重要犯罪密接関連情報の基準が緩くなることも危惧される。むしろ、重要犯罪密接関連情報と並ぶ形、つまり独立した一類型としても良いのではないか。
- ・ 類型追加の方法の議論として、重要犯罪密接関連情報の一類型とするか、独立した一類型とするかについて、独立した一類型とする場合、この名称のままでは抽象度が高くなりすぎると考えられる。仮に独立した類型とする場合は、例えば「特殊詐欺等実行者募集情報」などといった、より限定度が高い表現を検討してはどうか。

【犯罪実行者募集情報の該当性判断】

- ・ 犯罪実行者募集情報の該当性について、ハッシュタグのみの投稿が直ちに該当するか否かは、前後の内容その他関連する他の情報を踏まえ、個別に判断を要する旨の説明を受けたが、若者はハッシュタグのツイートだけで会話をするというケースがあるため、ハッシュタグでも該当投稿になり得るということを念頭に置いた方が良い。
- ・ SNSには、短文投稿をつなげて架空の小説のようにするものがあるため、一つの投稿だけで見るのではなく、前後の文脈をしっかりと見て対応することが大切である。
- ・ 自ら闇バイトを求職する投稿についても、犯罪を誘発しているものと思われるため、IHCの取扱情報の範囲に追加すべきではないか。
- ・ 自ら闇バイトを求める投稿については、重要犯罪を誘発する可能性もあるが、防止に必要な他の配慮も必要と考えられるため、直ちにIHCの取扱情報の範囲に追加することには反対する。

【パブリックコメントの実施】

- ・ パブリックコメントの実施に当たっては一般の方が見ても理解できる分かりやすい文章にしてもらうことを願います。

【今後のIHCにおける取扱情報の範囲の拡充等】

- ・ 今回のガイドライン改定後においても、運用状況を見ながら従前の議論との整合性も踏まえ、慎重に取扱情報の範囲の拡充を検討していくべきと考える。
- ・ 今後の方向性として、求人等に関する情報の的確な表示義務を定めた職業安定法の規定に従わない投稿について、IHCの取扱情報の範囲に追加することを検討する余地はあると考える。また、本年6月、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」が改定され、オンラインカジノに関する情報が禁止事項に含まれる旨が示された。今後オンラインカジノを取り巻く状況がより深刻化するのであれば、IHCの取扱情報の範囲に追加することを検討する必要があるのではないかと考える。
- ・ IHCの取扱情報の範囲の拡充について、行政警察活動の一環として行っているものと承知しているが、政策的判断で進めていく場合に、どこまで対象範囲を広げるのか、どこで線引きをするのかということは考えておくべきである。今後、取扱情報の範囲の拡充を議論していく中で、ガイドラインには、「このような情報は取り扱わない。」等の記載も含めたグランドデザイン（全体構想）を提示すべきである。
- ・ SNSは個人間に移行してやり取りが行われるため、闇に潜りやすい。今後は、こうした追跡できないやり取りについての対策も講じるべきと考える。

(3) 閉会